印南町子ども医療費の支給に関する条例(平成21年条例第19号)による子どもの医療費 の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	印南町
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	9-1 : 子どもの医療費助成に関する事務

1 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等			
	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する 事務であって第十五条で定めるもの	印南町子ども医療費の支給に関する条例(平成21年条例第1 9号)による子どもの医療費の支給に関する事務であって規 則で定めるもの	
②番号法別表の項	8		
③利用特定個人情報提供省 令第2条の表の項	13		
④番号法第9条第2項に基 づき定める条例の名称及び ①の該当部分		印南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第5の項印南町子ども医療費の支給に関する条例(平成21年条例第19号)による子どもの医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	印南町子ども医療費の支給に関する条例第1条	
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、 愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び 発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等し く保障される権利を有する。	第1条 この条例は、子どもに係る医療費(以下「子ども医療費」 という。)の一部をその保護者に支給することにより、経 済的負担の軽減を図るとともに、(子ども)の(健康の保 持及び増進)に寄与し、もって子育て支援することを目的 とする。	
⑦独自利用事務の関連規範		印南町子ども医療費の支給に関する条例	

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1				
	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	印南町子ども医療費の支給に関する条例第5条		
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に 係る事実についての審査に関する事務	子ども医療費の受給資格の登録の申請に係る事実について の審査に関する事務		
利用特定個人情報1				
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号(1	印南町子ども医療費の支給に関する条例第3条		
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合		
③提供を求める利用特定個 人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報		
利用特定個人情報2				
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号42	印南町子ども医療費の支給に関する条例第3条		
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合		
③提供を求める利用特定個 人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報		
利用特定個人情報3				
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号43	印南町子ども医療費の支給に関する条例第3条		
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合		
③提供を求める利用特定個 人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報		
利用特定個人情報4				
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号44	印南町子ども医療費の支給に関する条例第3条		
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合		

③提供を求める利用特定個 人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者 等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者 等に関する情報		
利用特定個人情報5				
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号化5	印南町子ども医療費の支給に関する条例第3条		
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合		
③提供を求める利用特定個 人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報		
※利用特定個人情報提供省令:行政手続における	 6特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人	 情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)		
備考				
届出情報				
独自利用事務の対象者	子ども			
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	2024年12月20日			
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし			
評価書番号				
保護評価書の名称				

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.

保護評価書のURLリンク